## 認定看護師教育基準カリキュラム

(特定行為研修を組み込んでいる教育課程:B課程教育機関)

### 分野:在宅ケア

令和2年2月作成

令和3年3月改正(共通科目及び特定行為研修区分別科目のみ)

令和4年1月下線部修正・追記(共通科目のみ)

#### (目的)

- 1. 在宅ケア分野において、個人、家族及び集団に対して、高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看 護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践できる能力を育成する。
- 2. 在宅ケア分野において、看護実践を通して看護職に対し指導を行える能力を育成する。
- 3. 在宅ケア分野において、看護職等に対しコンサルテーションを行える能力を育成する。
- 4. 在宅ケア分野において、多職種と協働しチーム医療のキーパーソンとしての役割を果たせる能力を育成する。

### (期待される能力)

- 1. 医療依存度の高い対象に対し、高い臨床推論力・病態判断力に基づき適切な治療・処置・在宅ケアが
- 2. 在宅ケアを必要とする対象の複雑な課題を整理・焦点化し、セルフケア能力を高めるような解決策を 提案できる。
- 3. エンド・オブ・ライフケアを必要とする対象に対し、本人の意向を尊重した生活が最期までできるよ う在宅ケアチームのキーパーソンとしての役割を果たすことができる。
- 4. 在宅ケアを必要とする対象が療養の場を移行する際に、過不足のない医療と QOL を高めるケアが行 われるようにコーディネートできる。
- 5. 在宅ケアの質管理を行い、持続可能な看護サービス・ケアが提供できる。
- 6. 在宅ケアを必要とする対象の権利を擁護し、丁寧に対話を重ね自己決定を尊重した看護の実践ができ る。
- 7. より質の高いケアを提供するため、対話力をもち在宅ケアチームの協働を促進する役割を果たすこと ができる。
- 8. 在宅ケアを必要とする対象を取り巻くケアシステムの課題を捉え、解決策を提案することができる。
- 9. 在宅ケアの実践を通して役割モデルを示し、看護職への指導、看護職等へのコンサルテーションを行 うことができる。

#### (コアとなる知識・技術)

- 1. 医療依存度の高い対象に対し、生活の場における QOL を維持・向上し、安全にケアを提供するための知 識•技術
- 2. 在宅ケアを必要とする対象を取り巻くケアシステムの課題を捉え、解決策を提案するための知識・技術
- 3. 在宅療養移行支援において、生活に焦点をあてた課題整理・多職種との調整ができる知識・技術
- 4. 複雑な課題がある対象にセルフケア能力を高める支援ができる知識・技術
- 在宅ケアを必要とする対象や多職種と協働し、対話を重ねてチーム力を発揮できる知識・技術
- 6. QOL を高めるエンド・オブ・ライフケアを提供するための知識・技術
- 7. 多様な価値観を持つ対象の意思決定を柔軟に支援できる知識・技術
- 身体所見から病態を判断し、気管カニューレの交換が安全にできる知識・技術
- 9. 身体所見から病態を判断し、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換が 安全にできる知識・技術
- 10. 身体所見から病態を判断し、褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去が安全にで きる知識・技術

### 教科目一覧

科目	名	教科目名	時間数	女*
		1. 臨床病態生理学	40	
		2. 臨床推論	45	
		3. 臨床推論:医療面接	15	
		4. フィジカルアセスメント:基礎	30	
		5. フィジカルアセスメント:応用	30	
		6. 臨床薬理学:薬物動態	15	
		7. 臨床薬理学:薬理作用	15	
共	÷	8. 臨床薬理学:薬物治療・管理	30	
共通科目	Í.	9. 疾病•臨床病態概論	40	380
目	İ	10. 疾病•臨床病態概論:状況別	15	
		11. 医療安全学:医療倫理	15	
		12. 医療安全学:医療安全管理	15	
		13. チーム医療論(特定行為実践)	15	
		14. 特定行為実践	15	
		15. 指導	15	
		16. 相談	15	
		17. 看護管理	15	
	認	1. 在宅ケア概論	15	
	定	2. 在宅ケアサービスの運営管理	15	
	看	3. 在宅に特徴的な病態の理解と看護	45	
	護	4. 在宅ケアにおける医療処置・薬剤管理	15	
	分	5. 在宅ケアに必要な家族支援	15	
	野	6. 在宅ケアに必要なセルフケア支援	15	180
	専	7. エンド・オブ・ライフケア	30	
	門	8. 在宅ケアマネジメント	30	
	科			
専	目			
門門	特	1. 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連		
科	定	2. ろう孔管理関連	82	
目	行	3. 創傷管理関連	在宅•慢性期領域	
	為	4. 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	パッケージ	
	研			
	修			82
	区			
	分			
	別			
	科			
	目			
渖	統合		15	
習				105
演習•実習	臨地第	実習	150	165
,-,			合計時間数	807 時間
		「数音基準カリキュラムでは 45 公を 1 時間とみたす「み		

<sup>\*</sup>認定看護師教育基準カリキュラムでは45分を1時間とみなす「みなし時間」を適用している。特定行為研修は60分を1時間 とする「実時間」を適用しているが、該当教科目の時間数は全て「みなし時間」で設定し表記している。

## ■共通科目

	1		ı	
教科目	ねらい	単元 (ゴシック体:特定行為研修 共通科目 【学ぶべき事項】に記載の学習内容)	授業形態※1 評価方法※2	時間数
1.臨床病態生理学	1) 臨床解剖学・臨床病理学・臨床生理学を学び、病態生理学的変化を判断するための知識を習得する。 2) 演習を通し、病態生理学的変化を判断するための知識	臨床解剖学、臨床病理学、臨床生理 学を学ぶ 1)臨床解剖学 2)臨床病理学 3)臨床生理学	[授業形態] 講義及び演習 [評価方法] 筆記試験	40
2.臨床推論	を深める。 1)症候学、臨床検査・画像検査、臨床疫学を学び、演習を通して臨床推論に必要な知識を習得する。	臨床診断学、臨床検査学、症候学、臨床疫学を学ぶ 1)診療のプロセス 2)臨床推論(症候学を含む)の理論と演習 3)各種臨床検査の理論と演習 心電図/血液検査/尿検査/病理検査/微生物学検査/ 生理機能検査/その他の検査 4)画像検査の理論と演習 放射線の影響/単純エックス線 検査/超音波検査/CT・MRI/ その他の画像検査 5)臨床疫学の理論と演習	[授業形態] 講義及び演習 [評価方法] 筆記試験	45
3.臨床推論: 医療面接	1)医療面接の理論と演習・実習を通して、症状の変化に対応し、身体所見・検査所見から病態を把握する臨床推論のプロセスを理解する。	1)医療面接の理論と演習・実習	[授業形態] 講義、演習及び実習(医療面接) [評価方法] 筆記試験及び各種 実習の観察評価	15
4.フィジカル アセスメント: 基礎	1)身体診察の基本手技を理解し、実践できる。	身体診察・診断学(演習含む)を学ぶ 1) 身体診察基本手技の理論と演習・ 実習 2) 部位別身体診察手技と所見の理論 と演習・実習 全身状態とバイタルサイン/頭頸部/ 胸部/腹部/四肢・脊柱/ 泌尿・生殖器/乳房・リンパ節/ 神経系	[授業形態] 講義、演習及び実習(身体診察手技) [評価方法] 筆記試験及び各種 実習の観察評価	30
5.フィジカル アセスメント: 応用	1) 小児・高齢者の特徴をとらえ たフィジカルアセスメントを理 解し、実践できる。 2) 救急医療・在宅医療等の状 況に応じたフィジカルアセス メントを理解し、実践できる。	1)身体診察の年齢による変化 小児/高齢者 2)状況に応じた身体診察 救急医療/在宅医療	[授業形態] 講義及び演習 [評価方法] 筆記試験	30

		単元		
教科目	ねらい		授業形態*1	時間数
	,,,,,	【学ぶべき事項】に記載の学習内容)	評価方法*2	311132
6.臨床薬理学:	1)安全確実な薬剤投与を行う	薬剤学、薬理学を学ぶ	[授業形態]	15
薬物動態	ため、薬物動態について理	1)薬物動態の理論と演習	講義及び演習(事	10
人们到心	解する。	17次   初期心の空間に戻る	例を用いた検討を	
	71 7 50	   ※年齢による特性(小児/高齢者)を含	含む)	
		t		
			  [評価方法]	
			筆記試験	
7.臨床薬理学:	1)安全確実な薬剤投与を行う	1)主要薬物の薬理作用・副作用の理	[授業形態]	15
薬理作用	ため、薬物動態を踏まえた薬	論と演習	講義及び演習(事	
	物の作用機序と、主要薬物		例を用いた検討を	
	の薬理作用・副作用につい	※年齢による特性(小児/高齢者)を含	含む)	
	て理解する。	ಕು		
			[評価方法]	
			筆記試験	
8.臨床薬理学:	1)安全確実な薬剤投与・管理	1)主要薬物の相互作用の理論と演習	[授業形態]	30
薬物治療·	を行うため、主要薬物の相互	2)主要薬物の安全管理と処方の理論	講義及び演習(事	
管理	作用、主要薬物の安全管	と演習	例を用いた検討を	
	理・処方について理解する。		含む)	
		※年齢による特性(小児/高齢者)を含		
		む	[評価方法]	
			筆記試験	
9.疾病•臨床病態	1)主要疾患の病態と臨床診	主要疾患の臨床診断・治療を学ぶ	[授業形態]	40
概論	断・治療を理解する。	1)主要疾患の病態と臨床診断・治療	講義及び演習	
		の概論		
		循環器系/呼吸器系/消化器系/	[評価方法]	
		腎泌尿器系/内分泌·代謝系/	筆記試験	
		免疫・膠原病系/血液・リンパ系/		
		神経系/小児科/産婦人科/精神系/		
		運動器系/感覚器系/感染症/ 悪性腫瘍/その他		
 10.疾病·臨床病態	   1)状況に応じた臨床診断・治	************************************		15
概論:状況別	療(救急医療、在宅医療等)	を含む)臨床診断・治療を学ぶ	講義及び演習	10
19/LPHH • 4/\\DL/J/J	を理解する。	1)救急医療の臨床診断・治療の特性	時我及り演日	
	こと生分 1 30	と演習	[評価方法]	
		こ次日   2)在宅医療の臨床診断・治療の特性	(本記試験) (本記試験)	
		と演習	李旭时·杨	
11.医療安全学:	1)実践の場において、対象の	特定行為の実践におけるアセスメン	[授業形態]	15
医療倫理	人権擁護・知る権利・自律性	ト、仮説検証、意思決定、検査·診断	講義及び演習	
	(自己決定)を尊重した看護	過程(理論、演習・ <u>実習</u> )を学ぶ中で以		
	を提供するため、医療倫理	ーー 下の内容を統合して学ぶ	[評価方法]	
	についての理解を深め、実	1)特定行為実践に関連する医療倫理	筆記試験	
	践活動にどのように反映でき			
	るか考察する。			

		,,,, <u>-</u>		
教科目	ねらい	単元 (ゴシック体:特定行為研修 共通科目 【学ぶべき事項】に記載の学習内容)	授業形態 <sup>※1</sup> 評価方法 <sup>※2</sup>	時間数
12.医療安全学: 医療安全管理	1) 医療現場における安全管理 をめぐる取り組みの経緯、医 療事故発生のメカニズムに ついて理解する。また、実践 の場において、看護職者及 び他職種との連携を図り、医 療事故を防止するための情 報収集・分析・対策立案・評 価・フィードバックを実践する 能力を習得する。 2) 提供するケアの質保証につ いて理解する。	特定行為の実践におけるアセスメント、 仮説検証、意思決定、検査・診断過程 (理論、演習・実習)を学ぶ中で以下の 内容を統合して学ぶ 1)特定行為実践に関連する医療管理、 医療安全、ケアの質保証(Quality Care Assurance)を 学ぶ ①医療管理 ②医療安全 ③ケアの質保証	[授業形態] 講義、演習及び実 習(医療安全)★ [評価方法] 筆記試験及び各種 実習の観察評価	15
13.チーム医療論 (特定行為実践)	1)質の高い医療・看護の効果 的・効率的な提供に向けた チーム医療の推進について 考察する。また、多職種協働 の課題及び集団や組織の目 標・課題を達成する上で必 要なリーダーシップについて 理解する。	特定行為の実践におけるアセスメント、 仮説検証、意思決定、検査・診断過程 (理論、演習・実習)を学ぶ中で以下の 内容を統合して学ぶ 1)特定行為研修を修了した看護師のチーム医療における役割発揮のための 多職種協働実践(Inter Professional Work(IPW))(他職種との事例検討等 の演習を含む)を学ぶ ①チーム医療の理論と演習 ②チーム医療の事例検討 ③コンサルテーションの方法 ④多職種協働の課題		15
14.特定行為実践	1)特定行為実践のための関係 法規を理解する。特定行為 の実践に向け、根拠に基づいた手順書を医師、歯科医師等とともに作成し、実践後 に再評価するプロセスについて理解する。また、特定行 為の実践におけるアセスメント、仮説検証、意思決定、検 査・診断過程を理解する。	特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検証、意思決定、検査・診断過程(理論、演習・実習)を学ぶ中で以下の内容を統合して学ぶ  1)特定行為実践のための関連法規、意思決定支援を学ぶ ①特定行為関連法規 ②特定行為実践に関連する患者への説明と意思決定支援の理論と演習  2)根拠に基づいて手順書を医師、歯科医師等とともに作成し、実践後、手順書を評価し、見直すプロセスについて学ぶ ①手順書の位置づけ ②手順書の作成演習 ③手順書の評価と改良	[授業形態] 講義及び演習 [評価方法] 筆記試験	15

<sup>★「12.</sup>医療安全学:医療安全管理」と「13.チーム医療論(特定行為実践)」の実習は、医療安全及びチーム医療の実習につ いて、いずれか一方又は両方を行うものとする。

教科目	ねらい	単元 (ゴシック体:特定行為研修 共通科目 【学ぶべき事項】に記載の学習内容)	授業形態 <sup>※1</sup> 評価方法 <sup>※2</sup>	時間数
15.指導	1)組織内外の看護職者に対して、実践を通して知識・技術を共有し、相手の能力を高めるための指導能力を習得する。	1)生涯教育と生涯学習 2)成人学習者への教育 3)教材観(主題観)、対象者観、指導 観 4)学習指導案の作成・発表	[授業形態] 講義及び演習 [評価方法] 筆記試験・レポート、実技試験等による評価のいずれでもよい。	15
16.相談	1)対象及び組織内外の看護職者や他職種などに対してコンサルテーションを行う際の知識や方法論について習得する。さらに、自らの役割と能力を超える看護が求められる場合には、自ら支援や指導を受けることの重要性について理解する。	1)コンサルテーションの概念 2)コンサルテーションの方法 3)コンサルテーションの実際	[授業形態] 講義及び演習 [評価方法] 筆記試験・レポート、実技試験等による評価のいずれでもよい。	15
17.看護管理	1)看護専門職として必要な看護管理に関する基本的知識・技術を理解し、実践の場において質の高い看護サービスを効果的・効率的に提供するための戦略や実践のアウトカム評価について検討する。	1) ヘルスケアシステムの構造と現状 2) 看護サービスの質管理 3) 組織における認定看護師の位置づけと役割の明確化 4) 看護実践のアウトカム評価	[授業形態] 講義及び演習 [評価方法] 筆記試験・レポート 等による評価のいず れでもよい。	15

**※**1 「演習」:講義で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、議論や発表を行う形式の授業をいう こと。症例検討やペーパーシミュレーション等が含まれること。

「実習」:講義や演習で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、主に実技を中心に学ぶ形式の 授業をいうこと。実習室(学生同士が患者役になるロールプレイや模型・シミュレーターを用いて行う 場)や、医療現場(病棟、外来、在宅等)で行われること。ただし、単に医療現場にいるだけでは、実習

全ての共通科目(「指導」「相談」「看護管理」を除く)において筆記試験を行うとともに、実習を行う科目について **※**2 は構造化された評価表を用いた観察評価を行うものとすること。

として認められないこと。

上記は「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令 の施行等について」の一部改正について(令和元年5月7日付け医政発0507第7号厚生労働省医政局通知)より引用。 特定行為研修の詳細については厚生労働省のホームページで確認のこと。

# ■専門科目・統合演習・臨地実習

	教 科 目	教科目のねらい	単元・学習内容 片括弧は単元、両括弧以降は学習内容を示す	時間数
認定看護分野専門科目	1.在宅ケア概論	1) 社会保障制度の背景と動向を理解する。 2) 在宅ケアに関する制度を理解する。 3) 地域包括ケアシステム構築に関わる多職種・多機関を理解する。 4) 在宅ケアを必要とする対象に対して在宅ケア認定看護師が果たす役割・機能・特性を理解する。	1)社会保障制度の背景・経緯 (1)人口構成の変化・人口推計 (2)地域包括ケアシステムと地域共生社会 (3)都道府県・市町村が策定する医療保健福祉計画 2)在宅ケアの関係法規 (健康保険法・介護保険法・障害者総合支援法・児童福祉法、その他在宅療養者・障害者を取り巻く関係法規) 3)地域包括ケアシステムに関わる多職種・多機関 (1)地域包括ケアシステムに関わる機関・職種の種類と特徴 (2)地域密着型サービスの特徴 4)在宅ケア認定看護師の役割 (1)地域包括ケアシステムにおける在宅ケア認定看護師の位置づけ (2)既存の社会資源の把握、統合、新規発掘 (3)多機関・多職種との連携 (4)24時間医療・ケア体制の構築	15
	2.在宅ケアサービスの運営管理	1)在宅ケアサービスの運営 管理について理解する。 2)在宅ケアにおける安全管 理について理解する。 3)在宅ケアにおける医療材 料・衛生材料の管理につ いて理解する。	1)在宅ケアサービスの運営管理とは 現状分析と評価、改善に向けた取り組み (PDCA サイクル等)を以下の(1)~(4)の共通学習内容とする。 (1)組織マネジメント (2)人材マネジメント (3)安全管理 ①医療・ケア事故防止 ②感染管理 ③情報管理 ④災害対策 ⑤看護師の安全対策(感染、ハラスメント、交通事故等) (4)財務管理 2)医療材料・衛生材料等に関する管理 (1)医療材料・衛生材料等提供の仕組み (2)医療材料・衛生材料等における安全管理	15

	教 科 目	教科目のねらい	単元・学習内容 片括弧は単元、両括弧以降は学習内容を示す	時間数
	3.在宅に特徴的な病態の理解と看護	1)在宅療養者(小児含む) に特徴的な病態・治療・看 護について理解できる。	1)機能低下や複数疾患を有する在宅療養者の病態・治療・看護 (1)摂食嚥下障害 (2)排泄障害 (3)睡眠障害 (4)活動の障害 (5)在宅ケアで主要な病態 (悪性腫瘍、認知症、精神疾患、小児慢性特定疾患、先天性代謝異常、脳血管疾患、循環器疾患、消化器疾患、呼吸器疾患、内分泌代謝系疾患、神経難病等) 2)外来治療継続中又は早期退院等の医療依存度の高い在宅療養者の病態・治療・看護 (1)摂食嚥下障害 (2)排泄障害 (3)睡眠障害 (4)活動の障害 (5)在宅ケアで主要な病態 (悪性腫瘍、認知症、精神疾患、小児慢性特定疾患、先天性代謝異常、脳血管疾患、循環器疾患、消化器疾患、呼吸器疾患、内分泌代謝系疾患、神経難病等)	45
認定看護分野専門科目	4.在宅ケアにおける 医療処置・薬剤管理	1)在宅療養者の医療処置管理を安全に行うための技術を理解できる。 2)在宅療養者の在宅薬剤管理について理解できる。	1)医療処置管理の基礎 (1)在宅ケアにおける医療処置管理の法的位置づけ (2)在宅ケアにおけるマニュアルの整備 2)在宅ケアにおける医療処置 (在宅医療に必要な機材、物品供給の総合的なマネジメントを含む) (1)呼吸療法 ①在宅人工呼吸療法 ②在宅酸素療法 ③呼吸リハビリテーション (2)輸液療法 (3)栄養療法 (4)排泄管理 ①人工肛門・膀胱 ②腹膜・血液透析 (5)各種ドレーン管理 (6)スキンケア(失禁関連皮膚炎、スキンーテア含む) 3)機能低下や複数疾患を有する療養者の在宅薬剤管理 (1)多剤服用 (2)薬剤処方に関する最新の動向 (3)診療報酬との関連 (4)薬剤師との連携 4)外来治療継続中や早期退院等の医療依存度の高い在宅療養者の在宅薬剤管理 (1)多剤服用 (2)薬剤処方に関する最新の動向 (3)を療験を表して、変別の関連 (4)薬剤に関する最新の動向 (3)を実剤の関連 (4)変剤の関連 (4)変剤の関連 (5)薬剤師との連携	15

	教 科 目	教科目のねらい	単元・学習内容 片括弧は単元、両括弧以降は学習内容を示す	時間数
	5.在宅ケアに必要な家族支援	1)在宅ケアに必要な家族支援の 視点について理解し、必要な 理論を活用した支援を計画・立 案できる。	1)家族・家族看護の定義と家族看護の諸理論 (1)多様な家族の在り方 (2)家族システム理論 (3)家族ストレス対処理論 (4)家族発達理論 2)家族支援の視点 3)家族の介護力と対応能力のアセスメント (家族支援の看護過程:アセスメント、看護計画、看護方法、評価) 4)家族関係の調整 (家族内のコミュニケーション、相互理解、役割分担、情緒的関係性の調整等) 5)家族のセルフケア能力の向上と自立支援、エンパワメント 6)困難事例への家族の力を活かしたケア計画立	15
認定看護分野専門科目	6.在宅ケアに必要なセルフケア支援	1)複雑な課題を持つ対象に必要なセルフケアの意義を理解し、 理論を活用した支援を計画・立案できる。	案(虐待事例を含む)  1)セルフケア概論 (1)セルフケアの定義と理論 (2)在宅におけるセルフケアの意義  2)意思決定(アドバンス・ケア・プランニングを含む)の援助 (1)意思決定の定義・意義 (2)意思決定プロセス 3)セルフケアのアセスメント (1)適応機制とセルフケア (2)自己決定とセルフケア (3)セルフケア能力のアセスメント (4)自己効力感 4)セルフケアの支援方法 (1)ストレスマネジメントとセルフケア支援 (2)意思決定支援とセルフケア支援 5)困難事例へのセルフケア支援計画立案	15
	7.エンド・オブ・ライフケア	1)エンド・オブ・ライフケアの概念及びケアの倫理を理解し、在宅における様々な看取りの支援を実践できる。	1)エンド・オブ・ライフケアの歴史と背景 2)継続的な全人的緩和ケア (1)症状緩和 (2)がんと非がん(認知症を含む) (3)在宅・医療機関・施設の連携 3)ケアの倫理 (倫理的なケアの検討 演習を含む) 4)在宅での看取り (1)終末期・臨死期のアセスメントとケア (2)終末期・臨死期の家族ケア (3)死亡確認・死亡の告知における連携 (法的な理解を含む) (4)エンゼルケア (5)死別後のコミュニケーション 5)在宅におけるグリーフケア (予期悲嘆、死別後の適応、QOLの向上等) 6)在宅療養者と家族を支えるコミュニケーション (演習含む)・ストレスマネジメント 7)小児のエンド・オブ・ライフケア	30

	教科目	教科目のねらい	単元・学習内容 片括弧は単元、両括弧以降は学習内容を示す	時間数
認定看護分野専門科目	8.在宅ケアマネジメント	1)在宅ケアを必要とする事例の 検討を通して、病態の推論・ アセスメント、生活機能を障害 する誘因・要因の分析が多角 的にできる。 2)在宅ケアを必要とする事例の 検討を通して、在宅ケアチー ムにおける看護師の役割を踏 まえ、安全で質の高い援助計 画を立案できる。 3)ケア提供者のストレスマネジメ ントについて理解できる。	1)以下の状況を複数併せ持つ複雑な課題のある事例のアセスメント・看護計画の立案演習 ※以下(1)~(8)の対象については小児事例を含めることが望ましい。 (1)機能低下や複数疾患を有する療養者 (2)医療依存度の高い(外来治療継続中や早期退院の)療養者 (3)機能低下・生活活動能力低下が予測され、リハビリテーションを要する療養者 (介護予防や重症化予防の対象者を含む) (4)エンド・オブ・ライフケアの必要な在宅療養者 (5)療養の場の移行支援が必要な療養者 (6)セルフケア支援が必要な療養者 (7)症状マネジメントが必要な療養者 (8)療養環境に課題がある療養者 2)ケア提供者を支えるストレスマネジメント (事例演習)	30

	教科目(特定行為名)		特定行為名)	概要	単 元	時間数	授業形態※3 評価方法※4
	呼吸器((長	共通して学ぶべき事項	気管カニューレの交換 (在宅・慢性期領域パッケージ)		1) 気管切開に関する局所解剖 2) 気管切開を要する主要疾患の病態生理 3) 気管切開を要する主要疾患のフィジカルアセスメント 4) 気管切開の目的 5) 気管切開の適応と禁忌 6) 気管切開に伴うリスク(有害事象とその対策等)	82	〔授業形態〕 講義 実習
専 門 科 目((特定行為研修区分別科目)	呼吸器((長期呼吸療法に係るもの)関連	特定行為ごとに学ぶべき事項	気管カニューレの交換 (在宅・慢性期領域パッケージ)	1) 医師の指示の下、手順書により、気管カニューレの状態(カニューレ内の分泌物の貯留、内腔の狭窄の有無等)、身体所見(呼吸状態等)及び検査結果(経皮的動脈血酸素飽和度(SpO2)等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、留置されている気管カニューレの交換を行う。	<ol> <li>気管カニューレの適応と禁忌</li> <li>気管カニューレの構造と選択</li> <li>気管カニューレの交換の手技</li> <li>気管カニューレの交換の困難例の種類とその対応</li> </ol>		〔評価方法〕 筆記試験 実技試験 (OSCE) 各種実習の 観察評価
		共通して学ぶべき事項	胃ろうカテーテル若 しくは腸ろうカテー テル又は胃ろうボタ ンの交換 (在宅・慢性期間域パッケージ)		1) 胃ろう、腸ろうに関する局所解剖 2) 胃ろう、腸ろうを要する主要疾患の病態生理 3) 胃ろう、腸ろうを要する主要疾患のフィジカルアセスメント 4) カテーテル留置と患者の QOL 5) カテーテルの感染管理 6) カテーテル留置に必要なスキンケア		〔授業形態〕 講義
	ろう孔管理関連	特定行為ごとに学ぶべき事項	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 (在宅・慢性期間域パッケージ)	1) 医師の指示の下、手順書により、身体所見(ろう孔の破たんの有無、接着部や周囲の皮膚の状態、発熱の有無等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換を行う。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		実習 〔評価方法〕 筆記試験 実技試験 (OSCE) 各種実習の 観察評価

	教科目(特定行為名)		<del></del>	概要	単 元	時間数	授業形態※3 評価方法※4
専門科目(特定行為研修区分別科目)	創	共通して学ぶべき事項	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 (在宅・慢性期領域パッケージ)		1)皮膚、皮下組織(骨を含む)に関する局所解剖 2)主要な基礎疾患の管理 3)全身・局所のフィジカルアセスメント 4)慢性創傷の種類と病態 5)褥瘡の分類、アセスメント・評価 6)治癒のアセスメントとモニタリング(創傷治癒過程、TIME 理論等) 7)リスクアセスメント 8)褥瘡及び創傷治癒と栄養管理 9)褥瘡及び創傷治癒と外下管理 11)DESIGN-Rに基づいた治療指針 12)褥瘡及び創傷の診療のアルゴリズム 13)感染のアセスメント 14)褥瘡の治癒のステージ別局所療法 15)下肢創傷の病態別治療 17)創部哆開創のアセスメントと治療		〔授業形態〕 講義 実習
特定行為研修区分別科目)	創傷管理関連	特定行為ごとに学ぶべき事項	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 (在宅・慢性期領域パッケージ)	1) 医師の指示の下、手順書により、身体所見(範書により、泉死組織の下、見(のない場所の)、東死組織が大力をでは、大力をできる。大力をいる。大力をいる。大力をいる。大力をいる。大力をいる。大力をいる。大力をいる。大力をいる。大力をいる。大力をいる。大力をいる。大力をいる。大力をいる。大力をいる。大力をいる。大力をいる。 しょう はんり かっといる からないる からない からない しょう はんり はんり からない からない からない しょう はんり	1) 褥瘡及び慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去の目的 2) 褥瘡及び慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去の適応と禁忌 3) 褥瘡及び慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去に伴うリスク(有害事象とその対策等) 4) DESIGN-R に準拠した壊死組織の除去の判断 5) 全身状態の評価と除去の適性判断(タンパク量、感染リスク等) 6) 壊死組織と健常組織の境界判断 7) 褥瘡及び慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去の方法 8) 褥瘡及び慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去に伴う出血の止血方法		〔評価方法〕 筆記試験 実技試験 (OSCE) 各種実習の 観察評価

#20	数科目(	特定行為名)	概要	単元	時間数	授業形態※3 評価方法※4
専門業	共通して学ぶべき事項	脱水症状に対する輸液による補正 (在宅・慢性期領域パッケージ)		1)循環動態に関する局所解剖 2)循環動態に関する主要症候 3)脱水や低栄養状態に関する主要症候 4)輸液療法の目的と種類 5)病態に応じた輸液療法の適応と禁忌 6)輸液時に必要な検査 7)輸液療法の計画		
7 門 科 目((特定行為研修区分別科目) 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	特定行為ごとに学ぶべき事項	脱水症状に対する輸液による補正 (在宅・慢性期頃域パッケージ)	1) 医師の指示の下、手順書により、身体所見(食事摂取量、皮膚の乾燥の程度、排尿回数、発熱の有無、口渇や倦怠感の程度等) 及び検査結果(電解質等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、輸液による補正を行う。	1)脱水症状に関する局所解剖 2)脱水症状の原因と病態生理 3)脱水症状に関するフィジカルアセスメント 4)脱水症状に関する検査 5)脱水症状に対する輸液による補正に必要な輸液の種類と臨床薬理 6)脱水症状に対する輸液による補正の適応と使用方法 7)脱水症状に対する輸液による補正の副作用 8)脱水症状に対する輸液による補正の削作用 8)脱水症状に対する輸液による補正の削断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 9)脱水症状の程度の判断と輸液による補正のリスク(有害事象とその対策等)		〔授業形態〕 講義 演習 「評価計算の を種実評価

**※**3 「演習」:講義で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、議論や発表を行う形式の授業をいうこと。症例検討やペーパ・ レーション等が含まれること。

「実習」:講義や演習で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、主に実技を中心に学ぶ形式の授業をいうこと。実習室(学生同 士が患者役になるロールプレイや模型・シミュレーターを用いて行う場)や、医療現場(病棟、外来、在宅等)で行われること。ただし、単に 医療現場にいるだけでは、実習として認められないこと。

- ・実習においては、病態判断から特定行為実践後までの一連の過程を効果的に学べるよう適切に行うこと。
- ・患者に対する実技を原則とし、当該指定研修機関が設定した特定行為研修の到達目標が達成されるよう、行為の難度に応じて 5 例又は 10 例程度の必要な症例数を指定研修機関において適切に設定すること。なお患者に対する実技を行う実習の前には、ペーパーシミュレー ション、ロールプレイ、模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習を行うこと。ただし、これらは実習の症例数 には含まないこと。
- ・患者に対する実技を行う実習の際には、1 例目は、指導者が行う行為の見学又は手伝い、2 例目からは、指導者の指導監督下で行 う。次第に指導監督の程度を軽くしていく(指導者の判断で実施)ことが望ましいこと。
- **※**4 ・全ての区分別科目において筆記試験及び構造化された評価表を用いた観察評価を行うとともに、一部の科目については実技試験(OSCE: Objective Structured Clinical Examination(臨床能力評価試験))を行うものとすること。
  - ・実技試験(OSCE)が必要な区分別科目においては、患者に対する実技を行う実習の前に、実技試験(OSCE)を行うこと。
  - ・区分別科目における実習の評価は、構造化された評価表(Direct Observation of Procedural skills (DOPS)等)を用いた観察評価を行うこと。また、 構造化された評価表を用いた観察評価では、「指導監督なしで行うことができる」レベルと判定されることが求められること。
  - ・指導者は、特定行為研修における指導に当たっては、受講者にポートフォリオを利用して評価結果を集積し、自己評価、振り返りを促すことが望ま しいこと。
  - ・実技試験(OSCE)については、指定研修機関及び実習を行う協力施設以外の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者を含む体制 で行うこと。また筆記試験及び構造化された評価表を用いた観察評価については、指定研修機関及び実習を行う協力施設以外の医師、歯科医 師、薬剤師及び看護師その他の医療関係者を含む体制で行うことが望ましいこと。

上記は「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等 について」の一部改正について(令和2年10月30日付け医政発1030第4号厚生労働省医政局通知)より引用。 特定行為研修の詳細については厚生労働省のホームページで確認のこと。

	教科目	教科目のねらい	単 元	時間数
統合演習	統合演習	1) 在宅ケアの実践を客観的・論理的に考察し、報告することができる。 2) ケースレポートを通して在宅ケア認定看護師としての自身の看護のあり方と課題を明確にできる。	1) 臨地実習での受け持ち患者のケースレポート作成・発表(文献検索を含む)	15
臨地実習	臨地実習	1) 医療依存度の高い対象に対し、高い臨床推論力・病態判断力に基づきる。 2) 在宅ケアを必要とする対象の複雑な課題を整理・焦点化し、セルフケア能力を高めるような解決策を提案できる。 3) エンド・オブ・ライフケアを必要とする対象に対し、本人の意向を導重した生活が最期までできるように在宅ケアチームの中でのリーダーシップについて理解できる。 4) 在宅ケアを必要とする対象の療養の場所をした。過不足のない医療とQOLを高めるケアが行われるようにコーディネートできる。 5) 在宅ケアを必要とする対象の権利を擁護し、丁寧に対話を重ね自己決定を導重した看護の実践がきる。 7) より質の高いケアを提供するため、対話力をもち在宅ケアチームの協働を促進するため、対話力をもちたをとする対象を取り巻くケアシステムの課題を捉え、解決策を提案することができる。 8) 在宅ケアを必要とする対象を取り巻くケアシステムの課題を捉え、解決策を提案することができる。 9) 在宅ケアの実践を通して役割モデルを示し、看護職へのコンサルテーションを行うことができる。	1)以下の事例から 1 事例以上を選択し、看護過程の展開を行う。 (1)機能低下や複数疾患を有する療養者 (2)外来治療継続中や早期退院等の医療依存度の高い在宅療養者 (3)エンド・オブ・ライフケアの必要な療養者 (4)療養の場の移行支援を必要とする療養者 2)看護職への指導(1例以上) 3)看護職等からの相談対応(1例以上) 4)カンファレンスへの参画(複数名によるケア検討・可)	150